

## 大阪市への要望に対する回答がありました。

昨年12月3日に大阪市に対して提出した要望書について、令和8年4月15日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

### 1. (項目)

国においては今年7月に、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」を、令和6年能登半島地震や、岩手県大船渡市林野火災ならびに近年の関連法令の改正、および施策の進展等を踏まえ修正を行っている。これには「避難生活に必要な物資の備蓄」「避難所環境の整備」「避難行動要支援者や避難支援者に携わる関係者に対する制度の周知・啓発等」が新たに市町村の努力目標として盛り込まれたところである。これを受けて、全国の各自治体ではそれぞれの地域防災計画を修正しており、大阪市においても早急にこれをおこなうよう、また、「災害対策基本法の一部改正法」も6月4日から施行され、「福祉サービスの提供」や「被災者援護協力団体の登録制度の創設」が盛り込まれていることから、その内容を加味したものにしよう要望する。なお、その際、障がい当事者の意見反映の場を設け、避難所等での障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援などにも配慮するよう要望する。

#### 回答

大阪市においても、国の基本計画の修正や大阪府の地域防災計画の修正を踏まえ、適宜大阪市地域防災計画の修正を行っております。

また大阪市地域防災計画は、市民の皆様から多様な御意見を頂くことを目的にパブリックコメントを実施したうえで、修正することとしております。

(担当) 危機管理室 危機管理課(防災計画グループ) 電話:06-6208-7384

### 2. (項目)

障害者雇用促進法における地方公共団体の法定雇用率の経過措置が、来年6月末に終了することから、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組み、3%(教育委員会は2.8%)の法定雇用率を令和7年度末、遅くとも令和8年7月当初には達成するよう要望する。また、法定雇用率を達成するだけでなく、雇用された障がい者が職場において働きがいを感じて就労し、職務においてもスキルアップできるよう配慮することを特に要望する。

#### 回答

本市では、「大阪市障がい者支援計画」に基づき、事務職員採用者数を基準として、その4%を基本に障がいのある方の雇用を推進し、計画的な採用に努めているところです。

令和7年6月1日時点において、現行の法定雇用率2.8%は達成しておりますが、経過措置期間終了後の法定雇用率3%の達成に向け、引き続き、障がいのある方の雇用促進に取り組んでまいります。

あわせて、「大阪市障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備等にも取り組んでまいります。

(担当) 総務局 人事部 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7431

### 3. (項目)

令和8年度が、「第7期大阪市障がい福祉計画」ならびに「第3期障がい児福祉計画」の計画最終年度となることから、当年度末での目標の達成に向けて着実に計画を推進していくよう要望する。ただし、施設からの地域移行については、目標数値に固着することなく、本人や家族等の意向を十分把握し、了解を得たうえで、「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」などを適切に実施し、移行先等との環境整備を図りつつおこなうよう特に要望する。

**回答** 本市の障がい者施策については、令和6年4月に策定した「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき推進しているところであり、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見を反映しながら、取組の計画的な実施に努めるとしています。

今後も障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況について検証し、引き続き着実な推進に努めてまいります。

また、障がい者支援施設からの地域移行の推進につきまして、本人の意思決定支援に十分配慮し、ご家族の理解や不安の解消にも努めるとともに、施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図ることを目的として実施している「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」の利用促進に努めるなど、地域移行が推進されるよう、障がい者支援施設等と連携して取り組んでまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

#### 4.(項目)

国民の主食である米や、生活に欠かすことのできない電気・ガス料金など、全ての物と言っていいほど、物の価格が上昇し続けている中、大阪市における日常生活用具の給付限度額や使用年数などでは、永らく見直しがなされずに現在に至っている品目もあることから、本年度においては全品目についてそれらの見直し検討をおこない、極めて厳しい生活を強いられている大阪市内の障がい者の負担軽減を図るよう強く要望する。また、AI技術の進歩が著しい現状を鑑み、障がい者の現状を踏まえた給付品目の見直しも併せておこなうよう要望する。

さらに、国における物価高騰対策が遅れていることから、障がい者福祉サービス事業をおこなう事業者への大阪市独自の補助を早急に実施するよう要望する。

さらに、移動支援同行援護の時間制限の緩和についても引き続き要望する。

**回答** 日常生活用具の基準等については全種目を対象に毎年検討を行っています。検討に当たっては、給付実績のデータ分析や、市場価格、市民・団体からの意見・要望、大阪市内24区の担当者の意見などを踏まえ、外部有識者で構成された検討会議で意見聴取のうえ、給付種目・対象の範囲・給付限度額等について、必要性等を精査のうえ見直しを行っています。物価高騰により様々な種目の販売価格が上昇していることは本市も承知しております。しかし、重度障がい者日常生活用具給付事業を含む地域生活支援事業については、各自治体が実施主体となり事業を実施しておりますが、本来国が負担すべき補助金(1/2)が十分に交付されておらず、大阪市に超過負担が生じている状況です。日常生活用具の給付件数も年々増大するなかで、事業実施が困難になっております。そのため、国の補助金(1/2)を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう国に要望しているところであります。

障がい者福祉サービス事業を行う事業者への本市独自の補助については、物価高騰の影響が長期化している中、障がい者福祉施設を含めた社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「令和7年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」として、財政支援策を実施しており、今後とも、物価動向等を踏まえ、必要な支援について検討してまいります。

移動支援や同行援護につきましては、障がいのある方の社会参加や余暇活動等、日常生活での外出を支援するための大切な制度であると考えております。今後についても、他の指定都市等とも連携しながら移動支援を個別給付とすることと併せて、必要とする方に支援が行きわたるよう引き続き国に働きかけてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-7986  
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

## 5. (項目)

大阪市所有の空き施設を利用しての障がい者の総合福祉施設の設置ならびに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話に関する施策の推進に関する法律」が相次いで成立・施行されている状況を踏まえての障がい者の情報提供施設の設置を引き続き要望する。また、手話通訳者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳者などの養成等の委託料については、それらの修了者が各事業のこれからの担い手となることを踏まえ、近年の物価上昇以上の増額を要望する。

**回答** 障がい者の総合福祉施設及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は重要な課題であり、本市ではこれまでも手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも引き続き、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話: 06-6208-8072

## 6. (項目)

近年、「障害者差別解消法改正法」など障がい者に関連する法律が施行実施され、国および地方公共団体ならびに事業者などの責務が定められたが、まだまだ周知されているとは言い難い。大阪市としてより一層の啓発・周知に取り組むよう要望する。

**回答** 令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する啓発・周知は重要な取組であると考えています。

本市においては職員が障害者差別解消法を正しく理解し、適切な市民対応を行うため、職員対応要領を定めており、毎年全職員に対し障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行っています。また、市民や事業者に対しても、障害者差別解消法の趣旨を理解していただくことを目的として、令和5年から出前講座を開催しています。

今後も障がい者差別の解消に向け、より効果的な手法を検討しながら、啓発・周知を継続して実施していきます。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話: 06-6208-8075

## 7. (項目)

我が国の高齢化が著しく進む中、大阪市内に居住する障がい者も同様に高齢化しているため、各々の障がいに対応し安心して生活し続けることが出来るよう、大阪市の各部局が計画を作成する際には、障がい当事者の意見反映を含めて特段の配慮を要望する。

**回答** 本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、各種取組を進めています。また、計画の策定に際しては、障がい当事者も参画していただいている本市障がい者施策推進協議会委員からご意見をいただきながら進めることとしています。

その他の福祉に関する計画である、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についても、障がい当事者である委員のご意見をいただきながら進めています。

なお、大阪市障がい者支援計画においては、それぞれの部局において障がい理解に基づいた施策を進めることができるよう、連携をはかることとしており、庁内会議である大阪市障がい者施策推進会議等を通じて、関係部局間相互の連携・協力体制の構築に取り組んでいます。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話: 06-6208-8071  
福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話: 06-6208-7970  
福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話: 06-6208-8026

## 8. (項目)

いわゆる18歳の壁を解消するため、大阪市として日中活動型障害福祉サービス事業所での利用時間延長等を促進する施策を実施するとともに、移動支援事業での報酬の増額や支給要件の緩和、ならびに障がい者に係る制度全般の区役所も含めた障がい担当職員研修、引継ぎ等を含めた知識の共有に努められたい。また、障がい当事者の意向を尊重するという国の指針を踏まえた障がい者支援区分認定調査をおこなうよう強く要望する。

**回答** 本市においては、地域生活支援事業として、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業を実施しております。令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬についてはサービス提供時間ごとに、8時間以上9時間未満まで設定されたことに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されました。また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われております。これらの改定により、例えばこれまで生活介護等の営業時間終了後に日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされていたケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護等での対応が可能になることが考えられ、対象事業所に対し、延長対応を視野に入れて、必要な支援を提供していただくよう、周知し、依頼しております。本市としましては、障がいのある方ご本人やご家族が安心して地域で生活できる体制整備に引き続き努めてまいります。

移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定などは各自治体の裁量の範囲となっております。この地域生活支援事業については、統合補助金であることから、本事業について国庫補助金の受入れは不十分になっている一方、毎年事業費は増加しているため、将来にわたる事業継続を見据え、適切な財政措置を行うことや移動支援の個別給付化について、引き続き国へと要望してまいります。

職員研修については、区役所障がい担当者向けの職員研修を毎年行っておりますので、引き続き制度の理解や知識の共有に努めてまいります。

障がい支援区分認定調査については、認定調査員により調査基準等にばらつきが出ないよう、認定調査員マニュアル等国基準の周知徹底を図るとともに、本市において「概況調査及び認定調査票作成の手引き」を作成し、配付しています。手引きでは、調査項目について「支援不要」以外を選択する場合には、支援の詳細な状況や頻度を特記事項に記載するとともに、今回の調査が支援要から支援不要に変更になる等、前回結果と異なる場合には、より詳細に聞き取りを行い、障がい当事者の意向が尊重されるよう支援を必要とする状況について前回との違いを特記事項に記載するよう求めているところです。今後も、調査員への研修を含め、引き続き関係機関と連携しながら、公平公正かつ適正な認定調査の実施に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-7986  
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 認定グループ 電話:06-4392-1730